ｂ．中部地方整備局（港湾空港関係）における平成27・28年度の一般競争参加資格の定時受付において、希望業種を建設コンサルタント等として申請していること。

なお、契約の相手方となるためには平成27年４月１日時点において、建設コンサルタント等に係るＡ等級の一般競争参加資格の決定を受けていることを条件とする。

ｃ．会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(手続開始の決定を受けている者を除く。)

ｄ．中部地方整備局長から、指名停止等の措置要領（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ｅ．警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ｆ．上記ｂ．に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の申請をしていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定され、技術提案書を提出し、特定されるためには、技術提案書の特定通知日において当該資格の決定を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、当該者の「競争参加者の資格に関する公示」(平成26年10月１日付国土交通省東北地方整備局副局長他７者公示）別記に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。)の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、中部地方整備局総務部経理調達課（〒460―8517 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目１番36号ＮＵＰ・フジサワ丸の内ビル　電話052―209―6317）においても当該決定に係る申請を受け付ける。

②　設計共同体

①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(平成27年１月14日付中部地方整備局副局長）に示すところにより中部地方整備局副局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。)の決定を受けていること。

また、上記に掲げる設計共同体としての資格の決定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定され、技術提案書を提出し、特定されるためには、技術提案書の特定通知日において当該資格の決定を受けていなければならない。

⑵　参加表明書に関する要件

１）参加表明書の提出者に対する要件

①　参加表明書を提出する者は、平成16年度以降公示日までに完了した以下の何れかの「同種業務又は類似業務」実績を有する者であること。なお、設計共同体の場合は、代表者が「同種業務又は類似業務」の実績を有さなければならない。また、他の構成員は、本業務で実施を予定している分担業務について、平成16年度以降公示日までに完了した業務の実績を有さなければならない。

・同種業務：海域における①漁業実態調査及び②魚類調査及び③事業に伴う環境影響予測に関する検討業務及び④生物調査及び⑤水質調査及び⑥底質調査
※①～⑥の実績は別々の業務でも良い

・類似業務：海域における①漁業実態調査又は②魚類調査

②　ただし、上記①の実績が地方整備局の発注した業務（港湾空港関係に限る）の場合は、請負業務成績評定表の評定点が60点未満の場合は実績として認めない。

２）配置予定技術者に対する要件

①　配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については、以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

イ）技術士（建設部門：「河川、砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、建設環境」)(水産部門：「漁業及び増養殖、水産土木、水産水域環境」)(総合技術監理部門：「建設―河川、砂防及び海岸・海洋、建設―港湾及び空港、建設―建設環境、水産―漁業及び増養殖、水産―水産土木、水産―水産水域環境」)の資格を有している者

ロ）土木学会１級技術者以上の資格を有している者

ハ）発注者が上記イ）ロ）と同等の能力と経験を有すると認めた者

ニ）ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、建設環境、水産土木部門）のいずれかの資格を有する者

※外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定(総合政策局建設振興課等)を受けている必要がある。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

選定通知の日は平成27年２月５日を予定する。

②　配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者については、平成16年度以降公示日までに完了した以下に示される「同種又は類似業務」のいずれかについて、従事経験を有さなければならない。

なお、業務実績は、技術者として従事した実績であれば、従事した際の立場(下請け、出向又は派遣）は問わない。ただし、照査技術者として従事した実績は除く。

・同種業務：海域における①漁業実態調査及び②魚類調査及び③事業に伴う環境影響予測に関する検討業務及び④生物調査及び⑤水質調査及び⑥底質調査
※①～⑥の実績は別々の業務でも良い

・類似業務：海域における①漁業実態調査又は②魚類調査

ただし、「同種又は類似業務」の従事経験が地方整備局の発注した業務（港湾空港関係に限る）の場合は、請負業務成績評定表の評定点が60点未満の場合は実績として認めない。

③　恒常的な雇用関係

本業務の参加表明書の提出日より履行期間中に、本業務の受注者と直接的雇用関係にあること。

３　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　技術提案書の記載内容及びヒアリングでの聞き取り内容において、⑵に掲げる評価項目を確認し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。

⑵　評価項目

１）予定管理技術者の経験及び能力

２）実施方針

３）特定テーマに対する技術提案

４　手続等

⑴　担当部局　〒460―8517 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目１番36号ＮＵＰ・フジサワ丸の内ビル　国土交通省中部地方整備局契約関係総務部経理調達課契約管理係　田中　寛章　ＴＥＬ052―209―6317　ＦＡＸ052―203―9738

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

１）説明書を入札情報サービス（http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/）より配付する。

配付期間は平成27年１月14日から平成27年３月16日